

[別 紙]

## 樣式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

## 1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人みらい

- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後)

(2) 事務所の所在地 岐阜県中津川市茄子川字中垣外 1683番1247

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 8年 6月13日

(4) 設立登記年月日 平成 8年 7月 5日

(5) 役員及び評議員

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4参照）

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
介護老人 保健施設	中津川ナーサン ピア	2151580020	岐阜県中津川市茄子川 字中垣外 1683番1247	入所定員 130名 通所定員 40名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
在宅介護支援 センターの経営	ひだまり苑 岐阜県中津川市千旦林1197-10	
デイ・サービス センターの経営	ひだまり苑 岐阜県中津川市千旦林1197-10	
訪問介護事業	中津川ナーシングピア訪問介護センター 岐阜県中津川市茄子川字中垣外1683-1196	
指定居宅介護 支援事業	中津川ナーシングピア 岐阜県中津川市茄子川字中垣外1683-1247	
中津川市から指定 を受けて行う第一 号訪問介護事業	中津川ナーシングピア訪問介護センター 岐阜県中津川市茄子川字中垣外1683-1196	
恵那市から指定を 受けて行う第一号 訪問介護事業	中津川ナーシングピア訪問介護センター 岐阜県中津川市茄子川字中垣外1683-1196	
中津川市から指定 を受けて行う第一 号通所介護事業	ひだまり苑 岐阜県中津川市千旦林1197-10	
恵那市から指定を 受けて行う第一号 通所介護事業	ひだまり苑 岐阜県中津川市千旦林1197-10	
地域包括支援セン	中津川市ひだまり苑地域包括支援センター	

【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月29日 事前確定届出給与の件

令和5年6月15日 令和4年度決算の決定  
資産総額の変更承認

令和6年3月31日 令和6年度収支予算案の承認  
議事録署名人の選任

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

## 様式26-3

法人名 医療法人 みらい

所在地 岐阜県中津川市茄子川字中垣外1683番1247

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財産目録  
(令和6年3月31日現在)

1. 資産額	538,053千円
2. 負債額	165,324千円
3. 純資産額	372,729千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	195,170
B 固定資産	342,883
C 資産合計	(A+B) 538,053
D 負債合計	165,324
E 純資産	(C-D) 372,729

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

## 様式26-1-3(旧法:病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人)

法人名 医療法人 みらい

※医療法人整理番号 □□□□

所在地 岐阜県中津川市茄子川字中垣外1683番1247

## 貸 借 対 照 表

(令和6年 3月 31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	195,170	I 流動負債	95,573
現金及び預金	79,171	支払手形	0
医業未収金	112,201	買掛金	13,134
有価証券	0	短期借入金	34,000
たな卸資産	4,220	未払金	0
前渡金	0	未払費用	37,145
前払費用	0	未払法人税等	205
繰延税金資産	0	未払消費税等	364
その他の流動資産	△422	繰延税金負債	0
II 固定資産	342,883	前受金	0
1 有形固定資産	325,046	預り金	1,936
建物	48,734	前受収益	0
構築物	1,158	賞与引当金	8,583
医療用器械備品	6,377	その他の流動負債	206
その他の器械備品	1,093	II 固定負債	69,751
車両及び船舶	36	医療機関債	0
土地	255,860	長期借入金	0
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	11,788	退職給与引当金	63,335
2 無形固定資産	6,161	その他の固定負債	6,416
借地権	3,399	負債合計	165,324
ソフトウェア	2,396	純資産の部	
その他の無形固定資産	366	科目	金額
3 その他の資産	11,676	I 資本金	60,000
有価証券	0	II 資本剰余金	0
長期貸付金	0	III 利益剰余金	312,729
役職員等長期貸付金	0	IV 評価・換算差額等	0
長期前払費用	547	繰越利益剰余金	312,729
繰延税金資産	0	その他有価証券評価差額金	0
その他の固定資産	11,129	繰延ヘッジ損益	0
資産合計	538,053	純資産合計	372,729
		負債・純資産合計	538,053

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

## 様式26-2-1 (病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人)

法人名 医療法人 みらい

※医療法人整理番号

所在地 岐阜県中津川市茄子川字中垣外1683番1247

損 益 計 算 書  
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
<b>I 事 業 損 益</b>		
A 本来業務事業損益		
1 事 業 収 益		590,409
2 事 業 費 用	573,654	
(1)事 業 費	34,118	607,772
(2)本 部 費		
<b>本來業務事業損失</b>		17,363
B 附帯業務事業損益		
1 事 業 収 益		95,107
2 事 業 費 用		91,401
<b>附帯業務事業利益</b>		3,706
C 収益業務事業損益		
1 事 業 収 益		0
2 事 業 費 用		0
<b>収益業務事業利益</b>		0
		13,657
	事 業 損 失	
<b>II 事 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息	0	
その他の事業外収益	15,936	15,936
<b>III 事 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	181	
その他の事業外費用	1,863	2,044
	經 常 利 益	235
<b>IV 特 別 利 益</b>		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
<b>V 特 別 損 失</b>		
固定資産除却損	0	
その他の特別損失	0	0
	税 引 前 当 期 純 利 益	235
	法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	205
	法 人 税 等 調 整 額	0
	当 期 純 利 益	30

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

## 監事監査報告書

医療法人みらい

理事長 蟹江 治郎 殿

私は、医療法人みらいの令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年 6月 13日

医療法人みらい

監事 長谷川 敏也